65歳以上の年金受給者で町県民税を納付している人にお知らせ

変わります
町県民税の納税方法

10月以降支払われる公的年金から
町県民税が特別徴収（天引き）されるようになります
これにより、年金収入だけの人は
金融機関などに出向いて納付する手間がなくなります
この制度は徴収方法を変更するもので、新たな負担を求めるものではありません
また、町県民税が課税されない人は、特別徴収されません

特別徴収の対象となる人は？

原則として、平成21年4月1日現在、次の要件をすべて満たす人が特別徴収の対象となります。

1 65歳以上の人
2 老齢基礎年金などの公的年金を受給している人
3 前年中に公的年金を受給し、平成21年度に町県民税が課税される人
4 介護保険料が、公的年金から特別徴収されている人

どれくらいの年金額だと対象になる？

収入が年金だけの場合
●単身……年金額148万円以上の人
●扶養1人……年金額192万8千円以上の人
●寡婦・障害者に該当……年金額245万円以上の人

年金以外の所得がある場合
●年金額120万円以上の人

※遺族年金・障害年金・個人年金は、所得の計算には含みません。

どの年金から差し引かれるのか？

老齢基礎年金または老齢年金、退職年金などから特別徴収されます。
※障害年金や遺族年金からは特別徴収されません。

年金から引かれる税額はいくらか？

平成20年中に受給した公的年金など（厚生年金・共済年金・企業年金など）の所得に対する所得割額および均等割額です。

特別徴収はどのように徴収するのか？

年金から町県民税を徴収する方法は表❶のとおりとなります。

年金以外の所得がある場合は？

公的年金以外の所得がある場合、その所得にかかる税額は、公的年金から特別徴収されず、これまでと同じ方法で別途徴収されます。

表❶町県民税の徴収方法（例：公的年金所得のみで町県民税額が24,000円の場合）

平成20年度以前の徴収方法

口座振替・納付書	6月	6,000円
	8月	6,000円
	10月	6,000円
	1月	6,000円

➡

平成21年度の徴収方法

口座振替納付書	6月	6,000円
	8月	6,000円
年金から特別徴収	10月	4,000円
	12月	4,000円
	2月	4,000円

➡

平成22年度以降の徴収方法

年金から特別徴収	4月	4,000円
	6月	4,000円
	8月	4,000円
	10月	4,000円
	12月	4,000円
	2月	4,000円

表❷年金以外の所得がある場合
（例：前年中に公的年金以外の所得がある場合）

その年度の税額（❶＋❷＋❸）	納税方法
❶公的年金にかかる税額	公的年金から天引き
❷給与所得にかかる税額	給与から天引き（または納付書・口座振替）
❸農業所得などにかかる税額	納付書・口座振替（または給料から天引き）

※年金とその他の所得があり、その他の所得だけでは町県民税が課税されない場合、年税額全額が年金から天引きになります。
※平成20年6月から、年金所得分の町県民税の給与天引きが禁止されました。このため64歳未満で町県民税が給与から天引きされている人で、課税される年金所得もある場合は、年金所得分の町県民税は給与から天引きされず、普通徴収となります。

表❷をご覧ください。

年金特徴が中止される場合は？

税額変更、町外転出、年金支給停止などが発生した場合は、年金特徴が中止されます。

寄付金控除のお知らせ

これまで日本赤十字社などに寄付をした場合、10万円を超える額が町県民税の寄付金控除の対象でしたが、20年中の寄付金から、5千円を超える額が対象となりました。

さらに対象となる団体も、県や町の条例で指定した公益法人、社会福祉法人や学校法人などが追加となりました。

くわしい内容やご不明な点については、本庁税務課まで、気軽にお問い合わせください。

税務課　☎（56）2223

町民環境リポートを募集
9月30日までに企画課へ

企画課

現在本町では、環境の保全などに関する施策を総合的・計画的に推進するため、「川根本町環境基本計画」の策定に向けて検討を進めています。

計画策定にあたり町民の皆さんから、町の環境や風景についての基礎資料を収集するため、「町民環境リポート」を募集しています。

募集する内容は、町（地域）の環境や風景の中で、「守りたい場所・残したい場所」や「改善したい場所・直したい場所」と「その写真（あれば）」、「その理由」など簡単な内容です。

町民環境リポートに関する詳しい資料は、以下の場所で配布しています。また町ホームページからも資料をダウンロードできますので、ぜひご覧ください。

協力いただいた人は、策定する計画書へ、氏名を記載させていただきます（希望者のみ）。

資料配付　本庁企画課、総合支所管理室
町ホームページから
http//www.town.kawanehon.shizuoka.jp/
募集期限　9月30日㈬
応募方法
❶「町民環境リポート」に必要事項を記入してください。写真がある場合は、直接用紙へ貼り付けてください。
❷用紙を、本庁企画課または総合支所管理室へ、郵送か持参により提出してください。
【問】企画課環境室　☎（56）2221